

令和5年産水稲 登熟不良に注意



本年は、全国各地で猛暑日が連日記録されており、高温状態で推移しています。

このような状況が続きますと水稲の登熟不良等の被害発生が懸念されます。

水稲共済は昨年度より本格的に引受方式が4方式になりました。

支払要件は下記のとおり方式により異なります。

また、獣害などで圃場ごとに全損の被害が発生した場合は被害申告してください。一筆全損特例で平年の収穫量の7割分が共済金として支払われます。

水稲共済加入時に一筆半損特約を選択して頂きますと、圃場ごとの損害評価結果が50%以上の被害に認定されれば、平年の収穫量の2割分が共済金として支払われます。50%以上の被害が発生した場合、被害申告してください。

水稲共済は収穫前に被害申告がなければ対象になりませんのでご注意願います。

各方式の特徴は				
加入方式	地域インデックス方式	半相殺方式	全相殺方式	品質方式
	※全ての農家がご加入いただけます。		過去5か年分の収穫量がわかる書類が必要になります。	
加入要件			JAに乾燥調製(籾すり等)がおり、自分は類してはないのはままままでは、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、	JAに玄米(袋ごとのでとのでとのでとのでとのでとのでとのでとのできません。 は、日本のは、日本のは、日本のは、日本のは、日本のは、日本のは、日本のは、日本の
対象となる災害	自然災害等による収穫量の減少(品質方式は収穫量の減少又は品質低下)			
補償期間	移植期(直播する場合は発芽期)から収穫するときまで			
支払要件	市町の統計単収が基準単収 の1割(2割、3割)を超 えて減少した場合	収穫量が基準収穫量の2 割(3割、4割)を超え て減少した場合	収穫量が基準収穫量の1割 (2割、3割)を超えて減 少した場合	生産金額が基準生産金額 の1割(2割、3割)を 超えて減少した場合
補償割合	9割・8割・7割	8割・7割・6割	9割・8割・7割	
共済金の支払時期	生産年の翌年3月~	生産年の12月	生産年の翌年4月~	